

7/2(土)から市民プールを全体開場



☎338-7346市民プール
☎373-3112スポーツ課

すでに開場している太陽熱利用25mプールに加え、流れるプールや子ども用プールなど市民プール全体を開場します。



開場期間	曜日	時間	使用料(消費税込み)			
			大人	高校生	小・中学生	幼児
7月2日(土)～20日(水)、 9月1日(木)～4日(日)	月～金曜日	午後1時～5時	360円	240円	110円	無料
	土・日曜日				240円	
	7/18(海の日)	午前9時～午後5時	730円	490円	無料	
7月21日(木)～8月31日(水)	期間内全て				240円	

※7月10日(日)は市民水泳大会開催のため、50mプール及び25mプールの一部が午後3時まで使用できませんのでご了承ください
 ※7月18日(海の日)は、中学生以下の方に限り使用料無料になります
 ※放射線の影響や台風などにより、臨時に閉場する場合があります

市川アクアスロン教室

千葉商科大学のプールでのスイミングと、スポーツセンター陸上競技場でのランニングを組み合わせ、第4回アクアスロン教室を競技方式で行います。トライアスロンに興味のある方は、ぜひチャレンジしてください。

- 日** 7月24日(日) 午前7時30分～正午
※雨天決行、受け付けは国府台市民体育館内にて8時まで
- 人** 高校生以上の男女、先着60人
※高校生の方は要保護者同意
- ¥** 一般2,500円(7月13日(水)までに要事前振込)、高校生1,000円(当日払い)※保険代、飲み物、軽食、ゼッケン代含む
- 内** 3,800m(スイム=800m、ラン=3,000m)
- 物** 水着(ウエットスーツの着用不可)、スイムキャップ、ゴーグル、ランニングシューズ、シャツ
- 申** 7月8日(金)までに市川トライアスロン協会ホームページからお申し込みください。
- 問** ☎090-1538-6441同協会(横山)・☎373-3112スポーツ課

☎043-3333-7100

総務省千葉原テレビ受信者支援センター
平日11時～午後9時 / 土曜日 祝日 午前9時～午後6時

準備は済んでいますか



今年7月24日(日)までに、アナログ放送は終了します。準備がまだ済んでいない方は、デジサポ千葉(総務省千葉県テレビ受信者支援センター)までご相談ください。

地デジ対策

臨時相談コーナー開設中

デジサポ千葉では、7月24日(日)のアナログ放送終了に伴い、臨時相談コーナーを常設しています。
日 8月26日(金)までの午前9時30分～正午、午後1時～4時30分(土・日曜日、祝日を除く)
 場市役所2階 納税課横ロビー
 ※ただし、7月23日(土)、24日(日)は、市役所玄関ロビーで行います。

下記の方法で登録いただくと、市川市の災害時の緊急情報を知ることができます。

info@city.ichikawa.chiba.jp

または下記のQRコードから空メールを送信し、送られてくるメールに記載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。

☎334-1106 広報広聴課



緊急情報を直接送信
市川市メールサービス

不要になったテレビは適正に排出を

家電リサイクル法に基づいた適正なリサイクルと不法投棄の防止にご協力ください。

家電リサイクル法の対象 テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処分方法

1. 買い替えをする販売店、または以前購入した販売店に引き取りを依頼する
2. 自分でメーカーの指定引取場所へ持ち込む(事前に郵便局でリサイクル料金を振り込む必要あり)
3. 市の許可を受けた収集運搬業者に収集運搬を依頼する(☎320-5533家電受付センター)
 ※処分にはリサイクル料金・収集運搬料金が必要となります(2の場合はリサイクル料金のみ)

☎320-3971 循環型社会推進課

市川スポーツガーデン(ISG)スーパーコラボレーション

ISG国府台で活動している種目の体験会です。幼児から高齢者まで一緒に楽しめます。ただし、小学2年生以下は各種目ごとに保護者の付き添いが必要です。いずれも直接会場においでください。

- 日** 7月2日(土) 正午～午後5時
- 場** スポーツセンター(国府台1-6-4)
- 物** 上履き、タオルなど
- 申** テニスのみFAX371-7800で要事前申し込み
- 問** ☎371-7800 ISG 国府台 (スポーツ課)

開始時間(午後)	種目
0時(正午)	太極拳
1時15分	スポンジテニス、わくわくスポーツコーナー、卓球、サッカー テニス(小学4年生以上先着30人・ラケット持参)
1時30分	鉄棒レッスンコーナー
2時30分	ノルディックウォーク、フラッグフットボール
3時	ハワイアン・フラ、バドミントン、バスケットボール

※雨天の場合、中止する種目もあります。

**通院が困難で、
身体の痛みにお悩みの方へ**

お身体の痛みを和らげ、
機能回復を目指したマッサージを
お客様のご自宅で行っています。

医師の同意に基づき、
健康保険が使える、
訪問マッサージです。

「**無料体験マッサージ**」の
お申し込み・ご相談はこちらへ
【TEL】0120-978-531
営業日：月～土（9時～18時）
らいふマッサージ治療院 市川店

**ご高齢者に安心・安全で
おいしいお食事をお届けします。**

普通食のメニュー例
唐揚げ
ナポリタン
筍煮物
野菜炒め
酢味噌和え

管理栄養士がメニューを作成しています。
日替りメニューと、月1回の行事食も！

- 安否確認 OK
- 1食からお届け
- 土日配達
- 昼・夕2回
- 刻み食・お粥 対応
- 1食 ¥577 から

高齢者専門宅配弁当（営業時間：8時～17時）
宅配クック1・2・3 中山店
【TEL】0120-959-580
ぜひ無料試食をお申込み下さい。

**太陽光発電システム
オール電化工事**

**家計と地球にやさしい
光熱費ゼロの生活
めざしてみませんか？**

見積り、
相談、無料!!

お気軽に
ご相談ください!!

地域唯一のシャープ・サンビスタ取り扱い特約店

【第一セントラル設備(株)】
〒272-0816 千葉県市川市本北方1-35-5
TEL 0120-025-238
HP <http://taiyoko.com/>

**難解な雨漏りを一発解決
雨漏り検査!**

漏水検査工法特許第1964971号でピンポイント解明

修繕費の無駄はカット

壁、天井のしみを見つけたらまず、ご一報下さい!!

tel 03-5875-6633

信頼と実績の
株式会社サーベイ
見積り無料
検査・修繕
〒125-0062
東京都葛飾区青戸 6-27-7

▶国民健康保険税

区分	医療分課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
	被保険者全員		40歳から64歳までの方
所得割額	課税所得金額×7.3%	課税所得金額×1.4%	課税所得金額×1.0%
均等割額(1人当たり年額)	12,000円	6,000円	7,200円
平等割額(1世帯当たり年額)	20,400円	—	—
1世帯当たりの課税限度額	500,000円	130,000円	100,000円

※国民健康保険税＝所得割額+均等割額+平等割額
 ※課税所得金額とは、平成22年中の所得から基礎控除額33万円を引いた金額
 ※課税限度額は、平成23年度は法改正により医療分を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等分を12万円から13万円に引き上げました。

平成23年度途中で75歳となり、後期高齢者医療制度に移行する方の医療分、後期高齢者支援金等分は、75歳になる月以降分の金額をあらかじめ減額して算定しています。なお、移行後の保険料は、75歳到達後に後期高齢者医療担当より通知書を別途発送します。

介護分は、40歳以上64歳までの国保加入者を対象として算定します。

▶世帯主が納税義務者

国民健康保険税は、住民票上の世帯主が納税義務者となり、世帯主が国民健康保険に加入してなくても、ご家族の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。

納付書もしくは口座振替で納める普通徴収の場合、年税額を8回に分けて、7月から翌年2月まで毎月納めます。

また、年金から天引きする特別徴収の対象となっている方は、平成23年4月・6月・8月の年金から、平成23年2月と同額を天引きします(仮徴収)。10月・12月・翌年2月の年金からは、平成23年度の保険税額から仮徴収を引いた残額を3回に分けて天引きします(本徴収)。

10月から特別徴収の対象となる方は、7月・8月・9月は納付書もしくは口座振替で納め、残りの金額を10月以降の年金から天引きします。

ただし、特別徴収されている方で口座振替による納付を希望される方は、本人の申し出により変更できます。

特別徴収の対象となる方は①世帯主が国民健康保険加入者で加入者全員が65歳から74歳まで②世帯主が年額18万円以上の年金を受給③介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない、のすべてを満たす方です。ただし、世帯主が年度内に75歳となる方は特別徴収を中止しています。

▶国民健康保険税の軽減制度

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して保険税の負担を軽減する制度を設けています。国民健康保険税は所得割・均等割・平等割の合計額が1年間に納める税額となります。そのうち、軽減の対象となるのは、均等割額と平等割額となります。なお、軽減の基準は別表のとおりです。

軽減割合	軽減の基準
7割軽減	世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円以下
5割軽減	世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下
2割軽減	世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得額が33万円+(35万円×被保険者数)以下

▶東日本大震災により被災された方へ

東日本大震災により被災された方は、被害の程度に応じ国民健康保険税が減免になる場合があります。減免には申請が必要となりますので、一度ご連絡のうえ来庁するようお願いします。

▶非自発的失業者に係る軽減制度

平成22年4月から、倒産・解雇などで離職した方について国民健康保険税を軽減する措置が施行されました。対象者は、離職時64歳までの方で雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者とし、離職日の翌日から、翌年度末までを軽減措置の対象期間とします。

なお、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し届け出を行って下さい。

国民健康保険税は、前年の所得を基に算定しますが、この軽減制度は前年の給与と所得を100分の30とみなし算定します。

▶後期高齢者医療制度創設に伴う経過措置

75歳以上の方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険加入者が1人となる世帯は、平等割額が5年間半額となります。

軽減判定は、後期高齢者医療制度に移行した方の人数・所得を含めて行います。

また、75歳以上の社会保険被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより被扶養者(65歳以上)が国民健康保険に加入する場合は、申請により所得割額が減免になり均等割額が当分の間、半額となります。さらに、加入者(65歳以上)が1人の場合には平等割額も半額となります。

▶納税の方法

国民健康保険税は、金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングで納めることができます。

また、納期に指定口座から引き落とされる口座振替は、納め忘れがなく便利です。

なお、すでに口座振替をしている方で、口座残高の不足で振替ができなかった場合は、約2週間後に再度、振替を行っております。

▶特別納税相談窓口を開設

納税や課税内容についての相談窓口を開設しますので、ご利用下さい。

- 市役所(国民健康保険課) ☎704-0011
7月5日(火)～29日(金)の平日午前8時45分～午後5時(水曜日は午後8時まで) 7月24日(日) 午前10時～午後3時
- 行徳支所(1階特設相談窓口) ☎359-1118
7月5日(火)～19日(火)の平日午前8時45分～午後5時(水曜日は午後8時まで)
- 大柏出張所(1階特設相談窓口) ☎339-3111
7月5日(火)～11日(月)の平日午前8時45分～午後5時

問 ☎704-0011 国民健康保険課 保険税担当